**計画の要旨**

**計画の基本的な考え方**

**１　交通事故のない安心安全な高知県をめざして**

今なお交通事故により年間約30人もの尊い命が失われており、交通安全の確保は安全で安心な社会実現の重要な要素となります。究極的には交通事故のない安全・安心な高知県をめざします。

**２　人優先の交通安全思想**

高齢者、障害者、子ども、歩行者等の交通弱者の安全を一層確保します。

**３　高齢化が発展しても安全に移動できる社会の構築**

高齢になっても安全に移動することができる社会、年齢や障害の有無に関わりなく安全に安心して暮らせる「共生社会」の構築をめざします。

**４　計画の位置づけ**

陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に実行するための大綱であり、高知県と高知県を管轄する国の指定地方行政機関等が令和３年度から令和７年度までに実施すべき取組を定めたものです。

**計画の数値目標**

本計画は、「道路交通」「鉄道交通」「踏切道における交通」におけるそれぞれの交通ごとに、達成すべき数値目標を以下のとおり設定しています。

○　道路交通

　・令和７年までに交通事故死者数を年間25人以下とする。

○　鉄道交通

　・乗客の死者数ゼロの継続をめざす。

　・運転事故全体の件数、死傷者数の減少をめざす。

○　踏切道における交通

　・踏切事故件数ゼロをめざす。